

【協議第 1 1 号】

慣行の取り扱いについて

慣行の取り扱いについて、次のとおり提出する。

平成 1 6 年 1 1 月 1 1 日提出

甘木市・朝倉町・杷木町合併協議会 会 長 塚 本 勝 人

慣行の取り扱いについて
1 . 市章は、合併時まで選定する。
2 . 市の花・木・鳥・歌は、新市において調整する。
3 . 名誉市民及び町民については新市に引き継ぎ、市民表彰については新市において調整する。
4 . 市民憲章、宣言関係については、新市において調整する。

平成 1 6 年 1 1 月 2 5 日

確 認

甘木市・朝倉町・杷木町合併協議会 協議事項調整内容

協議会資料

(第3回協議会 [平成16年11月11日] 提案)

(第4回協議会 [平成16年11月25日] 確認)

協定項目		18.慣行の取り扱い		関係項目	市章、市の花・木・鳥・歌、名誉市民、市民表彰、市民憲章、宣言関係	
調整の内容		1.市章は、合併時まで選定する。 2.市の花・木・鳥・歌は、新市において調整する。 3.名誉市民及び町民については新市に引き継ぎ、市民表彰については、新市において調整する。 4.市民憲章、宣言関係については、新市において調整する。				
区分	甘木市		朝倉町		杷木町	調整の具体的内容
	 甘木の二文字を図案化したもので、市全体の内外の融和と協調を二重の円形で表し、三方に広がった直線は市民の協和と伸びゆく市勢を象徴しています。 (昭和29年4月制定)		 町章は、アサ倉の名に因んで、カタカナのアサの字で示し、中心の広がりは旧三村の広がりで、町内の河川が山地から平野に出る所に扇状地ができ、三角形となり無限の広さの倉を表し、由緒ある古墳が多い郷土を象徴して、中心より下にはねたものが、曲玉を形づくっている。 (昭和31年1月制定)		 「ハ」を円形にしたのは、町民の融和と団結を示し、「キ」の両端が突き出ているのは町の大きい躍進と発展を意味している。 (昭和56年4月制定)	合併時まで選定する。
調整内容	花	ふじ (昭和49年制定)	つつじ (昭和61年制定)	ひまわり (平成元年制定)	新市において調整する。	
	木	つげ (昭和49年制定)	くす (昭和61年制定)	いちじょう (平成元年制定)		
	鳥	めじろ (昭和49年制定)	なし	こじゆけい (平成元年制定)		
	歌	甘木市歌 (昭和36年制定)	なし	なし	新市に引き継ぐ。	
	名誉市民	甘木市名誉市民条例 1名(うち現存者0名) (昭和63年12月26日制定)	朝倉町名誉町民条例 1名(うち現存者1名) (平成2年9月28日制定)	なし		
市町民憲章	甘木市表彰条例 表彰時期 毎年11月上旬に市総合表彰式時 (昭和38年12月24日制定)	朝倉町表彰条例 表彰時期 町が行う式典等時 (昭和63年7月7日制定)	杷木町表彰規則 表彰時期 町が行う式典等時 (昭和45年4月制定)	新市において調整する。		
宣言関係	健康安全都市宣言(昭和38年6月22日宣言) 非核・恒久平和都市宣言(昭和59年7月2日宣言) 寿プラン21あまぎ宣言(平成6年1月21日宣言) 甘木市環境誓約(平成6年6月誓約) 税完納推進宣言(平成6年11月8日宣言) 水と緑の環境文化都市宣言(平成13年6月宣言)	暴力追放宣言(昭和59年6月) 振替納税宣言(平成4年11月) 非核・恒久平和都市宣言(昭和59年3月)	こども未来杷木宣言(平成13年11月)	新市において調整する。		